



2018年次ITU理事会の結果概要報告



総務省
国際戦略局
国際政策課

ごとう あきら
後藤 晃



総務省
国際戦略局
国際政策課

つちや ゆきこ
土屋 由紀子

1. 概要

2018年次ITU理事会は、4月17日から同月27日にかけて、スイス・ジュネーブのITU本部にて開催された。

理事会は、全権委員会議（4年に1回開催するITUの最高意思決定機関。以下PP）で決定した今会期（2016-2019年）のITUの活動方針や予算枠組みをもとに、活動の進捗や効率的な運営に係る状況の評価を行うとともに、会期中のITUをめぐる環境変化に対応し、広範囲な国際電気通信に係る諸課題の検討等を任務として毎年開催される。

今次理事会にはITU構成国（193か国）のうち48の理事国等から500名以上が参加し、ITUの重要課題について審議が行われた。とりわけ、今回は2018年10月末から開催される2018年PP（PP-18）前の理事会であるため、PP-18での主要議題の1つである次会期（2020-2023年）の戦略計画案、ITU全体での4年間の活動報告、国際電気通信規則専門家グループの最終報告書等について審議が行われた。

今次理事会の議長は、慣例に基づき昨年の理事会で副議長を務めたロシアのRashid Ismailov氏、副議長は地域順のアフリカからエジプトのElsayed Azzouz氏が選任された。また、管理委員会（ADM）は2017年に引き続き議長は米国のVernita Harris氏、同副議長はスイスのDirk-Olivier VON DER EMDEN氏、及びマリ共和国のAbdourhamane Touré氏が務めた。

以下、今次理事会の個別主要課題の結果について報告する。

2. 個別主要議題の結果

2.1 次会期（2020-2023年）の戦略計画案

戦略計画2020-2023案は、次会期におけるITU全体の目標や活動方針等を定めたものであり、同計画に従ってITUの予算・人材が配分される重要な文書である。

今次理事会に先立ち、4月16日に開催された第4回戦略計

画理事会作業部会において、過去3回の同作業部会での議論やパブリックコンサルテーションに提出された意見を踏まえた戦略計画案（文書64附属書1）が事務局より報告された。

同戦略計画案の主な内容としては、ITUが目指すビジョン、ITU全体のミッション、全ての意思決定において重視すべき共通理念、ITU全体の5つの戦略目標、4年間で期待される26のターゲット等が定められ、同戦略目標を達成するためのITU各部門の具体的な活動目標及び成果指標が設定されたほか、持続可能な開発目標（SDGs）との連携促進、成果ベースの評価手法等が盛り込まれている。

上記作業部会においては、事務局提案に加えて、中国（文書77）及び米国（文書88）からの修正提案も併せて審議され、共通理念として新たにアカウンタビリティを盛り込むこと、戦略目標にデジタルエコノミー推進へのITUの役割について盛り込むこと、ターゲットについて実現可能でより有効なものに改めること、国際標準の整備において「差別なき」国際標準と明示することの是非、5つの戦略目標とITU各部門の活動目標との関連付け等広範な 이슈について、活発な議論及び多くの修文がなされた。上記の中にはコンセンサスに至らず未確定となっている部分がいくつか残されているが、それも含めて理事会に戦略計画案について報告がなされた。理事会においては内容について特段の議論はなく、米国、ポルトガル、ポーランド、ロシア、インドから、取りまとめに尽力した同作業部会の議長（ブラジル）及び事務局への賛辞と謝意が示され、戦略計画案についてはPP-18で議論して最終決定することとなった。

2.2 次会期（2020-2023年）の財政計画案

事務局より、次会期におけるITUの活動に係る予算枠組みを定める財政計画2020-2023案（文書64附属書5）、及び分担金1単位当たりの額を今会期同様318,000スイスフラン（約3500万円）に定める文書（文書61）が紹介された。併



せてロシアから、予算と財政の制約に基づいた現実的な戦略計画の作成提案（文書80）が紹介された。

財政計画案においては、2018-2019年の2か年予算をベースに算出した4年間の収入見込みは6億4400万スイスフラン（約715億円）であり、うち4分の3が加盟国の分担金負担となっている。支出見込みも同額であり、収支均衡の予算枠組みとなっている。また、戦略計画におけるITU全体の戦略目標や各部門の活動目標との連携や、成果ベースの評価を強化することが盛り込まれている。

今次理事会での主な議論としては、2017年の世界電気通信開発会議（WTDC-17）において承認された電気通信開発部門（ITU-D）における3000万スイスフランの地域プロジェクト予算（文書66）の要求に関して、アフリカ諸国をはじめ途上国から極力多くの予算枠を確保するよう要望があったが、欧米諸国より財源確保の実現可能性を踏まえた予算枠にすべきとの指摘があり、2018-2019年は2017年の余剰金より200万スイスフラン、2020-2021年は300万スイスフランを割り当て、財政計画案に盛り込んだ上で、PP-18に提出することが承認された。また、衛星ネットワークの申請に係る処理時間を短縮し、規定の期間内に処理を完了できるよう改正措置を講じることに伴い、予算の変動が生じる場合には財政計画案に必要な修正を行うことが提案された。

上記を踏まえた財政計画案についてPP-18で議論し、最終決定することとなった。

2.3 ITU選挙立候補者のガイドライン

2022年以降のITU全権委員会議に関して、幹部職選挙立候補者が一堂に会して各候補者の理念や方針等について構成国が聴取する公聴会を開催するブラジル提案（文書95）、及びITU内部の職員が幹部職選挙に立候補して選挙活動を行う際に、透明性、公平性、公正性を確保し、その職権を濫用して外部の候補者より有利な活動をするのないう、倫理ガイドラインを定める事務局提案（文書5）について議論された。

公聴会の開催時期については、立候補締め切り（PPから28日前）後の地域準備会合の前後またはPP前日の2案が事務局から提示されたほか、ブラジルからは、PPと同年の理事会の前日、すなわち6か月前程度とし、また、言語については流暢でなくても良い英語を幹部職は話す必要があることから、英語で実施すべき旨、提案された。これに対し、米国、カナダ、ドイツ、ポーランドから良い案であるとして支持があった一方、ロシア、UAE、サウジアラビア、マリ、ウガンダ、セ

ネガルからは6か月前の段階では立候補締め切りがPPの28日前であるため候補者が出揃わず、また、48か国が参加対象の理事会と絡めるのは公平ではないこと、6言語に対応すべきなど反対が示された。

本件は双方の見解を踏まえて時期等を再度検討し、PP-18において議論した上で、最終決定することとなった。

2.4 EG-ITR最終報告書

PP-14の決議146にて、国際電気通信規則（ITR）のレビュー開始、レビューを行う専門家グループ（EG-ITR）の設立、及びEG-ITRの最終報告書を今次理事会及びPP-18に提出することが決定された。EG-ITRは計4回開催され、今次理事会に先立ち2018年4月12日及び13日に開催されたEG-ITR最終会合にて、最終報告書を作成した。作成に当たり議論は紛糾したが、結果、様々な意見がバランスよく反映され、また日本が寄与文書にて提案したテキストも追加され、問題ない内容で完成することができた。

EG-ITR議長（メキシコ）から同報告書（文書79）、米国（文書91）、ブラジル（文書92：ブラジル、カナダ、メキシコ、パラグアイ、米国の共同文書）から寄与文書の説明が行われ、審議された。

同グループ継続の必要性やITRの重要性に関する意見、ITR改正のための世界国際電気通信会議（WCIT）開催は不要等様々な意見が出たが、即時のITR改正またはWCIT開催の必要性を訴える意見は出なかった。結果、理事会に出た意見をまとめたサマリーレコードとともに、同最終報告書がPP-18に提出されることで承認された。

2.5 非静止衛星網（NGSO）衛星ネットワークファイリングのコストリカバリに関する検討

NGSOファイリングに関する無線通信部門（ITU-R）での検討結果として、事務局より報告が行われた（文書36）。それに対し、カナダ（文書75）、米国（文書90）、ロシア（文書83）から寄与文書の説明が行われ、審議された。

コストリカバリの手順については、日本も支持する手順の適用にて合意したが、新たに設立するExpert Groupの業務内容に関し、サウジアラビアが静止衛星網（GSO）も対象にすべきと主張して議論が紛糾した。

オフラインで協議した結果、GSOの検討に関しては、①NGSOのstudy終了後とすること、②例外的に複雑なGSOの場合のみとすること、と範囲を限定することで合意した。グループの議長には、ロシアのNikolay Varlamov氏が指名された。



2.6 南アジアへのエリア事務所設立に関する提案

インドから、南アジア（ニューデリーまたはバンガロール）にITU南アジアエリア事務所及び技術イノベーションセンターを設立する旨の提案がなされた（文書85）。これらの事務所設立に当たっては、インドが初期費用及びスタッフ人件費等を含む4年間の運営費を負担し、その期間のITU負担費用はゼロとする提案であった。提案に当たり、日本をはじめとするアジア地域諸国（韓国、タイ、マレーシア、オーストラリア）、ITUアジア・太平洋地域事務所、アジア・太平洋電気通信共同体（APT）には事前の照会等はなかった。

当初はインドの単独提案であったが、今次理事会中に個別にアプローチしたと思われる、バングラデシュ、ブルキナファソ、ナイジェリアが会期中に共同提案者となり、賛成を表明。米国、カナダ、ドイツ、パキスタン等の国より、基本的なコンセプトの重要性には理解を示しつつも、ITU本部の事務負担増加等の間接的影響はあり、バンコクのITU地域事務所との作業重複やプロジェクトの分担等、相談の必要性、詳細情報の不足等が指摘された。

議論の結果、今次理事会では決定せず、ITUの間接的な費用負担、本部と新事務所との契約関係、外交特権、機材の整備等について事務局で更なる分析を行った上で、その結果をPP-18直前の次回理事会（2018年10月27日開催）

に報告し、再度審議することとなった。

2.7 ITU本部ビルの建て替え

PP-14において、現在の3つのITU本部ビル（バレンベ、タワー、モンブリアン）のうち、老朽化したバレンベビルのあり方について検討することが決定され、2016年理事会において「タワービルを売却し、バレンベビルを建て替える」案で決定されたもの。

事務局より、本プロジェクトの進捗が報告された（文書7）。UAEより、Member States Advisory Groupにおける検討事項として、タワービル及びモンブリアンビルのレンタル案も事務局がサーベイすることになった旨の言及がなされたため、ホスト国であるスイスのほか、ドイツ、米国等から懸念が示された。特にスイスからは、ホスト国からの150万スイスフランの無利子貸し付けは、2016年理事会の決定588におけるタワービル売却が前提条件であり、この決定が変更されるならば将来のローンプロセス全体に影響があるとの強い懸念が示された。

UAE、スイス、事務局とでオフライン調整した結果、理事会決定588は変更せず、ホスト国とITUとのリエゾンコミッティにおいて、この件をコンサルすることとなった。



ITU COUNCIL
GENEVA 2018

■写真. 2018年次理事会参加者による集合写真（©ITU/D.Woldu、flickrのITU Pictures提供）